

令和6年度いわて農林水産物商材開発支援業務

企画提案実施要領

令和6年5月

岩手県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわて農林水産物商材開発支援業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

## 1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザルに方式によるものであり、事業提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

## 2 委託業務概要

### (1) 業務件名及び数量

「令和6年度いわて農林水産物商材開発支援業務」一式

### (2) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

### (3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり。

### (4) 予算額

1, 805, 320円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、事業の中止または内容の変更が生じうることを。

## 3 参加者の資格要件等

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上でプロポーザル参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「4 プロポーザル手続き等に関する事項」(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

### 〔参加資格の要件〕

- (1) 国内に営業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な關係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

#### 4 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県農林水産部流通課（岩手県庁5階）  
 住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
 電話：019-629-5715 FAX：019-651-7172  
 電子メールアドレス：AF0003@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>)

→「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」

**【交付資料】**

- 資料1 企画提案実施要領（本書）
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案書作成要領
- 資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6年5月15日（水）17:00まで
- イ 受付場所 岩手県農林水産部流通課（連絡先は「(1) 担当課」を参照）
- ウ 提出方法 **【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和6年5月16日（木）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類等

- |  |
|--|
| (ア) 【様式1-2】参加資格確認申請書   |
| (イ) 【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託等実績<br>※ 既存の資料（会社パンフレット等）に様式1-3に記載されている項目<br>が網羅されている場合は代替可 |
| (ウ) 直近の財務諸表  |
| (エ) 【様式1-4】受付票   |

イ 提出期限 令和6年5月16日（木）17:00〔必着〕

ウ 提出先 岩手県農林水産部流通課（連絡先は「4(1)担当課」を参照）

エ 提出方法

持参又は送付により提出すること。

- ・持参の場合は、イの提出期限までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・郵送及び電子メールの場合は、イの提出期限までに必着とし、いずれの場合も到着確認を行うこと。なお、電子メールの場合は、件名に「令和6年度いわて農林水産物商材開発支援業務」と記載すること。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年5月17日（金）までに電子メール等により通知する。

カ 留意事項

- ・上記書類を提出期限までに提出しなかった者又はプロポーザル参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。
- ・参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和6年5月22日（水）17:00〔必着〕

イ 提出先 岩手県農林水産部流通課（連絡先は「4(1)担当課」を参照）

ウ 提出方法 持参又は送付により提出すること。

エ 回 答 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和6年5月24日（金）までに、説明を求めた者に対して、電子メール等によりその理由を回答する。

## (7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

- ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出部数 企画提案書 7部
- ウ 提出期限 令和6年5月24日(金) 17:00 [必着]
- エ 提出先 岩手県農林水産部流通課(住所等は「3(1)担当課」を参照)
- オ 提出方法

持参又は送付により提出すること。

- ・ 持参の場合は、ウの提出期限までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 送付の場合は、配達記録が残る方法にて、ウの提出期限までに必着のこと。

### カ 留意事項

- ・ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

## (8) 企画提案の無効

「(4)参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案並びに次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## (9) プロポーザル参加の不参加

- ア プロポーザルの参加資格を認められた者が「5 委託候補者の選定方法当に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1-5】プロポーザル参加辞退届を担当課まで持参又は郵送により提出しなければならない(必着のこと)。
- イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取り扱いを受けることはない。

## 5 受託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、「2 委託業務概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

### (2) 企画提案選考委員会の開催

- ア 開催日時(予定) 令和6年5月28日(火) 午後

※ 一次審査の実施（後述）などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。

イ 開催場所（予定） 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
岩手県庁農林水産部 5階 5-J会議室

#### ウ 開催方法等

- ・審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、パソコン及びプロジェクターに接続するコード類（HDMI端子）は参加者が準備することを原則とし、企画提案書を提出する際に申し出ること。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- ・参加者は1提案につき3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・参加者が6者以上となる場合には、県が、「企画提案審査要領」で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された5者により、委員会において、企画提案審査を行う。なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。

#### (3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、各参加者に文書で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

- (4) 契約結果の公表

県は、契約結果について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

## 6 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ア プロポーザル参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

### (2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

### (3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

### 企画プロポーザルスケジュール

5月15日（水）	実施要領等に関する質問の受付期限
5月16日（木）	実施要領等に関する質問の回答期限 参加資格確認申請期限
5月17日（金）	参加資格確認結果回答期限
<b>5月24日（金）</b>	<b>企画提案書等の提出期限</b>
<b>5月28日（火）</b>	<b>企画提案選考委員会</b>
6月上旬	委託候補者決定・委託候補者との打合せ
6月中旬	契約締結（予定）

【様式 1 - 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

令和 6 年度いわて農林水産物商材開発支援業務  
実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

【留意事項】

- ・令和 6 年 5 月 15 日 (水) 17:00 までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・原則として電子メール (アドレス : AF0003@pref.iwate.jp) で送付のこと。
- ・1 つの質問項目について 1 行使用のこと。



【様式 1 - 2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

**参加資格確認申請書**

「令和 6 年度いわて農林水産物商材開発支援業務」に係るプロポーザル参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「企画提案実施要領」の「3 プロポーザル参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 4 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 6 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 7 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- 8 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 1 - 3】

会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地	〒	
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去5年間の 同種事業 受託等実績	発注者	受注事業内容（受注年、成果）
	岩手県関係	
	岩手県以外の 官公庁・公共団 体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに代えることができる。

※他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

※過去5年間の主な受託実績のうち、提供できる資料等がある場合は1部添付願います。

【様式 1 - 4】

受 付 票

担 当		
番号	書 類 名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式 1 - 2】	
2	会社概要及び過去 5 年間の主な同種事業等受託実績 【様式 1 - 3、財務諸表、(受託事業成果)】	
3	受付票【様式 1 - 4】(本書)	

受付年月日			
商号又は名称			
届出者 所属 職 氏名		電話番号	
		E - m a i l	

「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

-----切り取り線-----

受 領 票

受付年月日			
商号又は名称			

「令和 6 年度いわて農林水産物商材開発支援業務」に係る参加資格確認申請書等関係書類を受領しました。

岩手県農林水産部流通課

取扱担当者

印

【様式 1 - 5】

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

「令和 6 年度いわて農林水産物商材開発支援業務」に係るプロポーザルへの参加を表明し、参加資格を有すると認められましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名